

添付法令資料 3 :

パーム油プランテーション利益分配基金の管理に関する
2026年3月3日付インドネシア共和国財務大臣規則No.10 (目次)
同年3月6日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 パーム油プランテーション利益分配基金の管理に係る国家財務官 (第 4 条
ないし第 6 条)
- 第 3 章 パーム油プランテーション利益分配基金の予算編成 (第 7 条)
- 第 4 章 パーム油プランテーション利益分配基金の割当て
 - 第 1 節 分配されるパーム油収益データの提供 (第 8 条)
 - 第 2 節 州及び県／市ごとのパーム油プランテーション利益分配基金の割当の算
出 (第 9 条ないし第 14 条)
 - 第 3 節 パーム油利益分配基金の割当変更に係る算出及び決定 (第 15 条)
- 第 5 章 パーム油プランテーション利益分配基金の利用
 - 第 1 節 パーム油プランテーション利益分配基金の資金提供を受けた活動 (第 16
条ないし第 18 条)
 - 第 2 節 パーム油プランテーション利益分配基金の活動計画及び予算編成 (第 19
条)
- 第 6 章 分配及び分配の終了 (第 20 条ないし第 23 条)
- 第 7 章 監視及び評価
 - 第 1 節 監視及び評価のメカニズム (第 24 条)
 - 第 2 節 パーム油プランテーション利益分配基金の残余 (第 25 条)
 - 第 3 節 パーム油プランテーション利益分配基金の活動計画及び予算編成に係る
変更 (第 26 条)
- 第 8 章 パーム油プランテーション利益分配基金の過少分配／過大分配の割当の
算出及び決定 (第 27 条及び第 28 条)
- 第 9 章 パーム油プランテーション利益分配基金の計画及び報告に係る文書の提
出 (第 29 条)
- 第 10 章 パーム油プランテーション利益分配基金の利用及び／又は分配の緩和 (第
30 条)
- 第 11 章 経過規定 (第 31 条)
- 第 12 章 終則 (第 32 条ないし第 34 条)